

団体割引 15%
適用により
保険料が
15%
割引

病気やケガで働けない時に備えて…

団体総合生活保険「所得補償」のおすすめ

退院患者の平均在院日数は、26.3日*1

もしも病気やケガで働けなくなったら…

【2人以上の勤労者世帯の1世帯あたり】

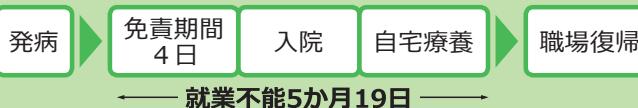
1か月の生活費
全国平均約**318,000円 *2**

生活費の一部をお届けする保険をおすすめします！

【保険金お支払い事例】

病気で入院し、5か月19日間就業不能に！

Aタイプ(1口あたりの月額保険金額5万円)に10口加入の場合



<受取保険金額> **275 万円**

計算式：(50万円×5か月)+(50万円×15日/30日)

43歳(男女共通)の場合

保険料は月々 **8,500円**
基本級別1級の場合

上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

*1 出典：厚生労働省「令和5(2023)年医療施設(静態・動態)調査・病院報告の概況」をもとに東京海上日動にて作成

*2 出典：総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)2023年(令和5年)」をもとに東京海上日動にて作成



©東京海上日動

被保険者(保険の対象となる方)が病気やケガを被り免責期間*1を超えて就業不能となった時に保険金をお支払いします。

- 自宅療養中も補償
- 所定の精神障害で働けなくなった(精神障害補償特約)
- 地震・噴火またはこれらによる津波でのケガも補償(天災危険補償特約)

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。
免責期間は裏面URL内「お手続きサイト」等に記載の「補償の概要等」をご確認ください。

裏面をご確認ください。

動画もご用意しています。こちらからご覧ください。

施術医の方
はこちら



開設者の方
はこちら



※このチラシは、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入(同じ内容で更新する場合を含みます。)にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。「重要事項説明書」には、ご加入または更新される保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報、および、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載しております。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。団体総合生活保険の内容等については、裏面URLにてご参照できます。

※この保険は一般社団法人日本美容医療リスクマネジメント協会を契約者とする団体契約です。現在ご加入の方につきましては、裏面の募集期間終了日までにご加入の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

お問い合わせはこちらまで

【協会事務局】

一般社団法人日本美容医療リスクマネジメント協会

JAM保険センター

TEL : 03-6380-4771 FAX : 03-6893-6500

TEL : 0120-961-069 受付時間：平日午前10時～午後4時(年末・年始を除く)

URL : https://www.biyouiryou.jp/hoken/kojin_syotoku.html

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

担当課：医療・福祉法人部

TEL : 03-3515-4143

受付時間：平日午前9時～午後5時

代理店

保険金額・保険料表(1口あたり)

保険期間：1年間

団体割引：15%

型	本人型																								
タイプ名	Aタイプ [®]																								
職種	医師等の職種(基本級別1級)																								
てん補期間*1	1年																								
免責期間	4日																								
加入限度口数	99口																								
所得補償保険金額(月額)	5万円																								
精神障害補償特約	○																								
天災危険補償特約	○																								
保険料 (月払)	<table border="1"> <tr><td>20～24歳</td><td>400円</td></tr> <tr><td>25～29歳</td><td>460円</td></tr> <tr><td>30～34歳</td><td>560円</td></tr> <tr><td>35～39歳</td><td>690円</td></tr> <tr><td>40～44歳</td><td>850円</td></tr> <tr><td>45～49歳</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>50～54歳</td><td>1,160円</td></tr> <tr><td>55～59歳</td><td>1,230円</td></tr> <tr><td>60～64歳</td><td>1,280円</td></tr> <tr><td>65～69歳</td><td>1,930円</td></tr> <tr><td>70～74歳</td><td>2,600円</td></tr> <tr><td>75～79歳</td><td>3,980円</td></tr> </table>	20～24歳	400円	25～29歳	460円	30～34歳	560円	35～39歳	690円	40～44歳	850円	45～49歳	1,000円	50～54歳	1,160円	55～59歳	1,230円	60～64歳	1,280円	65～69歳	1,930円	70～74歳	2,600円	75～79歳	3,980円
20～24歳	400円																								
25～29歳	460円																								
30～34歳	560円																								
35～39歳	690円																								
40～44歳	850円																								
45～49歳	1,000円																								
50～54歳	1,160円																								
55～59歳	1,230円																								
60～64歳	1,280円																								
65～69歳	1,930円																								
70～74歳	2,600円																								
75～79歳	3,980円																								

*所得補償保険金額は、平均月間所得額*2の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

*各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「-」の記載がある特約はセットしておりません。

*保険料は保険の対象となる方ご本人の職種や年齢*3によって異なります。表示の保険料は、基本級別1級(医師等の職種)の方を対象としたものです。それ以外の方は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*3が満15歳以上の方に限ります。

*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*2 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得*4の平均月額をいいます。

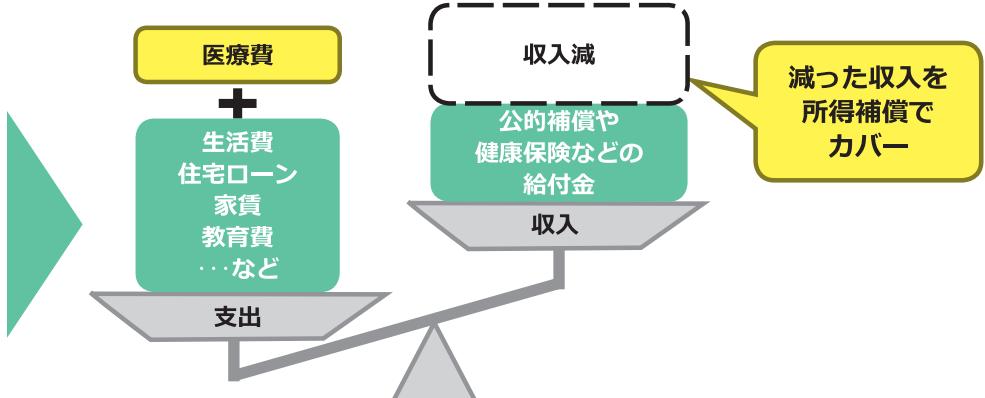
*3 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

*4 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額*5」を控除したものをいいます。

*5 事業主の場合は、就業不能となつても支出を免れない経費(従業員給与・賃金・地代・家賃・医療機器リース代・諸会費等)は控除額に含みません。

こんな時は
おまかせください!!

病気やケガで
働けなくなつたら…



[精神障害補償特約]

所定の精神障害により働けなくなつた場合に、所得補償保険金をお支払いします。^{*1}

*1 ただし、知的障害、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。

[天災危険補償特約]

地震もしくは噴火またはこれらによる津波により病気やケガをした場合に、所得補償の各保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

お申込み・詳細についてはこちらから！

らくらくアクセス！ (イーチョイス)
ネット募集システム e-CHOICE

※利用可能時間は、毎日6:00～翌朝4:00(日曜・祝日含む)となります。

団体保険期間	2026年3月1日午後4時から2027年3月1日午後4時まで
募集期間	2025年12月15日から2026年2月10日まで

保険期間中の中途加入も受付中

<http://ezoo.jp/ds2/biyoukyosai2603>



スマートフォンでも
手続きできます



加入者保険期間 お手続き完了日の翌月1日から2027年3月1日午後4時までの補償期間となります。